

## 第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)に対する意見募集の実施結果について

【募集期間】 令和2年2月14日(金)～令和2年3月9日(月)

【募集結果】 応募者数2人 意見の件数6件

【提出方法】 FAX0人 電子メール0人 郵送0人 持参2人

### ◎いただいたご意見(概要)と市の考え方

No.	区分	ご意見の概要	市の考え方(案)
1	基本目標1	平成25年より障害者優先調達推進法が施行され、尾道市でも約1800万円の物品調達の実績があると思いますが、障がい者の事業所数及び障がい者人口からすると少ないと思うのですが、今後ますます進む人手不足の解消の為に、増やす予定はあるのでしょうか。	本市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図る目的で、尾道市障害者就労施設等からの物品調達方針を策定しています。調達目標としては、前年度実績を上回ることであり、今後も障害者就労施設等と連携し増やしていくよう努めます。
2	基本目標1	今現在の障害者優先調達推進法に基づいた入札などで仕事を受注された法人様で、実際に賃金としてお支払いされている平均賃金(工賃)など把握されていれば教えていただきたいです。なぜかという、特例子会社など最低賃金法が適応される法人と、最低賃金法が適応されていない法人などが、同じ土俵の入札をおこなうこと自体が公平ではないと思いますので。	障害者等優先調達推進法に基づいた入札などにおける平均賃金については、把握していませんが、市内の障害者就労施設等が提供することが可能な物品や、清掃等役務の提供についての情報を各課で共有しています。業務内容によっては、可能な限り障害者就労施設等への物品等の発注に努めているところです。
3	基本目標1	全国的な働き手不足で、仕事はあるけど働き手の確保が難しいという状況が尾道市にもあると思いますが、行政として何か打つ手を考えられていますか？	雇用情勢の改善に伴い全国的に人手不足の状況がある中、本市も同様であると認識しており、市内企業の雇用確保や、働く意欲のある方の就職支援が必要であると考えております。本市においては、関係団体と連携し、雇用機会の創出を行うほか、女性や高齢者など多様な人材の労働参加を促進する取り組みを行っており、第2期総合戦略の基本目標1において、産業の担い手の確保・育成として、今後も継続して取り組むこととしております。

No.	区分	ご意見の概要	市の考え方(案)
4	基本 目標 3	保育園の3歳児以上の無償化に伴い、今まで保育園に預けていなかった世帯も預けるようになり、兄弟で同じ保育園に入れなかったり、家から一番近い園に希望が通らなかったなどの状況ですが、何か対策は取られるのでしょうか。	保育所入所は、就労状況などの保育要件によって選考を行っており、兄弟関係等も含め、できる限り希望する施設に入所できるよう取り組んでいるところです。 今後も引き続き、第2期総合戦略の基本目標3において、安心して子どもを産み育てられる環境整備を進めてまいります。
5	基本 目標 1 基本 目標 2	今年の一月二十二日の中国新聞に「文学記念室」の閉館と「志賀直哉旧居」の閉鎖を含めた運営方法の見直しを検討という記事が掲載されました。第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)の地域経済の現状では「本市の経済や雇用を支える産業が今後も持続的で活力あるものとなるためには、地域の特色・強みを活かし、地域内経済循環の実現に取り組んでいくことが重要です。」とあり、これを受けて「総合戦略基本目標①尾道市の強みを活かし安定した仕事の場と活力を創出する。基本目標②尾道の魅力を活かして人々をひきつけるまちの仕組みを構築する。」とされています。これに対して今回の「文学の館」の閉館という話はどのように理解すれば良いのでしょうか。	「文学の館」については、本市においても、歴史的、文化的価値があるとして、活用してまいりました。しかし、財政難の自治体を持続していくため、施設の経営改善、維持管理費の削減が求められる中、本市では、公共施設等の集約を進めているところです。斜面地に立地し入館者数が減少し続けている「文学の館」は、老朽化した建物の修繕等、維持管理費が増加しているほか、貴重な資料の保管について十分な対策を講じることが困難なことから、他の文化施設に集約させる方針のもと、やむなく閉館することとなりました。 日本遺産のまちとして、先人達の努力によって培われ、継承されてきた地域資源を無駄にすることのないよう、尾道ゆかりの文学者の遺品等については、他の文化施設等でしっかりと展示・顕彰してまいります。
6	全般	PDCAのシステムの考え方には賛成ですが、サイクルを回すのにあたって、スピード感をもった運用をどう実現していくのかについて具体的に示しておく必要があるように思います。それぞれの目標を達成させる担当部・課はどこのか、目標達成の進捗状況を確認するための監査体制(5W1H等)はどのようにするのかを明らかにしておくべきではないでしょうか。それと目標達成進捗状況の中間監査も必要であるように思います。それらの場合によっては民間に委託することも選択肢の一つであるように思います。	第1期総合戦略については、毎年、各担当課からKPI(重要業績評価指標)の達成状況を確認しております。中間年である平成29年度には、外部有識者の意見を聞き、目標を達成した指標について、上方修正など、より効果的な取組となるよう見直しを行っております。 第2期総合戦略においても、外部有識者の意見を聞きながら、KPIの達成状況の確認を行い、より効果的な取組を進めることができるように努めてまいります。